

令和7年度民間企業とのジョイントプロモーション事業 よくある質問集

No.	質問	回答
1	過去の事例において、プロモーションを実施したことによる効果は測定されましたでしょうか。効果測定をされている場合、どのような方法で実施されましたでしょうか。以下の要素について分かる範囲でお教えいただけますとありがたいです。 ●プロモーションの訴求対象設定 ●効果測定の方法 ●KPI（プロモーションを実施したことによって、実際に外国人訪都につながったか否かを示す指標（HPの閲覧数などではなく））	効果測定方法については、予算内で可能な範囲で企画提案の中に盛り込んで実施が望ましくはありますが、全体の施策にかかる経費とのバランスを見て、実施可能であればご提案書に含めていただければ幸いです。過去においては事業によって、取れる数値を報告いただくケースもございました。 プロモーションの訴求対象は掲載資料に記載のとおりです。KPI指標については企画提案内容によって様々ですので、可能な範囲で効果的に事業の効果を測れるものをご提案ください。
2	共同事業者がそれぞれ別の提案をした複数社になる場合、ファシリテートは具体的にどのようにされるのでしょうか。また、募集要項の「役割分担」には「調整」のほかに「支払」とあるのですが、事業者間での業務負担変更がありうると考えてよろしいでしょうか。 例：A社、B社ともに総事業費1,000万円（ともに都負担金500万円）の場合 業務の負担がA社6：B社4となったら、 A社への都負担金600万円、B社への都負担金400万円になる ※B社の総事業費1,000万円以上という条件は変わらない という認識で間違いありませんでしょうか。	複数の事業者が採択された場合、全く別の事業として進行します。募集要項の「本事業の実施にあたり事業に協力する各事業者との連携に関する調整」における「各事業者」とは、採用事業者が提案事業の実施にあたり必要に応じて設定される再委託先や協力先のことを指しており、ます。従って、今回の応募事業者間での業務負担変更はありません。
3	民間企業とのジョイントプロモーション事業実施事例について事業実施事例を拝見しましたが、もっと小規模な実例（ミニマム）があれば具体的に内容・予算規模を教えてください。	過去の実施事例については別紙1に掲載されているものが全てとなります。
4	例えば動画制作した場合、それを現地へ発信する先などはご紹介していただけるものなのでしょうか。	発信先のご紹介予定はありませんので、応募事業者様側でお持ちのネットワークや再委託先・協力先を通しての発信等を前提にご提案をお願いします。
5	現地でのイベントが必須でしょうか。	現地の対象に訴求するプロモーションの実施が必須となります。その手法がイベントの実施である必要はございません。
6	人件費は負担対象から除く、との事ですが、本事業の為に雇用したアルバイトの費用は負担対象となりますでしょうか。	応募企業にて既に雇用している社員等の人件費は負担対象外となりますが、例えばイベントを実施する際にイベントスタッフを当該事業のためのみに短期間雇用する場合や、カメラマン等特定のスキルを持つ方の稼働費等の人件費は負担対象になりえますので、採用後ご確認させていただきます。
7	「自社の保有するリソースやインフラを活用した場合、それらの販売換算額を総事業費に換算してよい（例：自社媒体や店舗での広告掲出、運営する施設の場所提供等）。その際には、換算の根拠となる資料も合わせて提出すること。」とありますが、換算の根拠となる資料というのは、自社で公表している媒体資料でも良いのでしょうか？さらに客観的根拠が必要となる場合、具体的にどのような根拠が必要となるか教えてください。	自社で公表している媒体資料でかまいません。さらに客観的根拠があるとより良いです。
8	グループ会社への委託を外注費とみなしてよいでしょうか。	問題ありません。
9	・本事業にて入場料が発生するイベントを行うことは可能でしょうか？ ・上記のようなイベントにて直接的な収益が発生した場合に都およびTCVB負担額の変動などはありますでしょうか。	入場料が発生するイベントを行うことは可能です。企画提案時の見積書に収益額（予定）を記載いただくとともに、事業実施後に収支報告書及び証憑（公開範囲は相談可）をご提出いただきます。 清算にあたっては、入場料等のイベントに直結する収益については、最終的に経費から差し引いた形での精算となりますため、お支払いするこちらからの負担金額が当初予定額から変動する可能性があります。 例) 提案時予定額 事業全体経費 2,000万円 東京都・TCVBからの負担金 1,000万円 精算時 直接的な収益（入場料等） 500万円 事業全体経費 2,000万円 東京都・TCVBからの負担金 750万円 (2,000万円－500万円の1/2が上限)
10	【募集要項3（2）】 ・代表提案者が、海外向け製品、サービス、人材等のリソースや海外拠点及び設備等のインフラを保有しなくても、共同提案者が保有していれば申請可能でしょうか？ ・共同提案者は、海外法人でも申請可能でしょうか？	・まず本事業では、今回採用される共同事業者（本事業の協定先企業）は1社での応募が基本となります。ご提案に際し連携される事業者様がいらっしゃる場合、関係性にもよりますが、連携先は「共同提案者」ではなく外部委託事業者や協力先企業という位置付けになるかと思います。 ・募集要項の応募要件に「自社が保有する海外向け製品、サービス、人材等のリソースや、海外拠点及び設備等のインフラを活用し、その発信力をもって東京都単独実施の場合と比べて、より広範かつ効果的に東京の観光情報を発信できること。」とある通り、提案者自身が広告媒体等の発信リソースを保有していることが望ましいです（理由として、外部委託での広告出稿は、本事業以外の東京都・TCVBのプロモーションで実施可能なため）。 一方、提案者の保有する独自リソースでなく、実施体制に含むグループ企業や協力先企業が所有するリソースやインフラを活用する場合等、提案者との関係性から得られる他にはない優位性や特別性、独自性が認められる場合は応募要件を満たし応募可能となりますので、その点をご提案時に明示いただけますようお願いいたします。 ・外部委託事業者や協力先企業は海外法人でも問題ございません（事業費の支払いは共同事業者より行います）。